

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案(仮称)について」  
に関する意見の募集について

平成26年10月29日  
厚生労働省医政局  
地域医療計画課  
医事課  
研究開発振興課

1. 御意見募集期間

平成26年10月29日（水）～平成26年11月27日（木）（必着）

2. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の **意見提出フォームへ** のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医政局地域医療計画課企画法令係あて

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3503-8562  
厚生労働省医政局地域医療計画課企画法令係あて

3. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

## 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案（仮称）について

### I. 改正の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）の一部が平成 27 年 4 月 1 日又は 10 月 1 日から施行され、
  - ・ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（地域医療構想、臨床研究中核病院関係）
  - ・ 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）（歯科技工士国家試験関係）
  - ・ 臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）（臨床検査技師の業務範囲関係）等が改正される。
- 本政令案は、医療介護総合確保推進法の一部が平成 27 年 4 月 1 日又は 10 月 1 日から施行されることに伴い、関係政令について、所要の規定の整備を行うものである。

### II. 改正の内容

#### (1) 地域医療構想関係

- 国の開設する病院又は診療所のうち、刑事施設の中に設けられた病院又は診療所等について、地域医療構想の達成を推進するための措置の対象から除外すること（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の一部改正）。

#### (2) 臨床研究中核病院関係

- 臨床研究中核病院の開設者は、臨床研究中核病院に係る事項に変更が生じたときは、10 日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならないこととすること（医療法施行令の一部改正）。

#### (3) 歯科技工士国家試験関係

- 歯科技工士国家試験を厚生労働大臣又は指定試験機関が行う仕組みに改めるとともに、歯科技工士名簿への登録事務を指定登録機関に行わせることができる仕組みを新たに創設することに伴い、歯科技工士名簿への登録及び歯科技工士免許証明書の書換交付に係る手数料の額を、実費を勘案してそれぞれ 4,750 円、2,850 円と定めるとともに、歯科技工士国家試験の受験手数料の額を、実費を勘案して 30,000 円と定めること（歯科技工士法施行令（昭和 30 年政令第 228 号）の一部改正）。

#### (4) 臨床検査技師の業務範囲関係

- 臨床検査技師の業務範囲に新たに追加される検体採取の具体的な内容として、①鼻腔拭い液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液等を採取する行為、②膿、表皮、粘膜等の表在組織を採取する行為、③スワブにより便を採取する行為を定めること（臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 226 号）の一部改正）。

## (5) その他所要の改正

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令案（仮称）」（平成 27 年 4 月 1 日施行予定）において、病院の開設の許可等の事務・権限が都道府県から指定都市に移譲されることに伴い、所要の規定の整備を行うこと（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の一部改正）。 等

<根拠条文>

- ・ 医療法第 6 条及び第 30 条の 2
- ・ 歯科技工士法第 9 条の 6 第 2 項、第 10 条、第 12 条の 2 第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項
- ・ 臨床検査技師等に関する法律第 11 条
- ・ 地方自治法第 228 条第 1 項及び第 252 条の 19 第 1 項
- ・ 公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）別表第 8 号
- ・ 国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 7 条第 5 項

## **III. 施行期日**

平成 27 年 4 月 1 日（一部の改正については、平成 27 年 10 月 1 日）

「診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見の募集について

平成26年10月30日  
厚生労働省医政局医事課

1. 御意見募集期間

平成26年10月30日（木）～平成26年11月28日（金）（必着）

2. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省医政局医事課企画法令係宛て

(3) FAXの場合

FAX番号：03-3591-9072  
厚生労働省医政局医事課企画法令係宛て

3. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

## 診療放射線技師法施行規則及び臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）について

### I 診療放射線技師法施行規則の改正の内容

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）により、診療放射線技師の業務範囲を見直すため、診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされている。
- 具体的には、診療放射線技師法第 24 条の 2 の規定が改正され、診療放射線技師の従来の業務（人体に対する放射線の照射及び MR I 等を用いた検査）に関連する行為として厚生労働省令で定めるものが、新たに診療放射線技師の業務範囲に追加することとされたことから、この「厚生労働省令で定めるもの」として、以下の行為を定める。
  - ① 静脈路に造影剤を接続する行為（静脈路を確保する行為を除く。）、造影剤を投与するためには造影剤注入装置を操作する行為並びに造影剤の投与が終了した後に抜針及び止血を行う行為
  - ② 下部消化管検査のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから造影剤及び空気を注入する行為
  - ③ 画像誘導放射線治療のために肛門にカテーテルを挿入する行為及び当該カテーテルから空気を吸引する行為

### II 臨床検査技師等に関する法律施行規則の改正の内容

- 医療介護総合確保推進法により、臨床検査技師の業務範囲に一定の検体採取を追加するため、臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）の一部が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされている。
- この「一定の検体採取」の内容については、別途、政令で定めることとしているが、この業務範囲の見直しに併せて、臨床検査技師等に関する法律第 2 条で臨床検査技師の業務とされている「厚生労働省令で定める生理学的検査」として、以下の検査を追加する。
  - ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）
  - ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

### III 経過措置

- この省令の施行の際、現に臨床検査技師の免許を受けている者等は、新たに業務範囲に追加される生理学的検査を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けるものとし、当該研修の指定は、この省令の公布の日から行うことができる。

### IV 根拠条文

診療放射線技師法第 24 条の 2 第 2 号、臨床検査技師等に関する法律第 2 条

### V 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（ただし、厚生労働大臣による研修の指定は公布の日）